第一項の表六七の項を次のように改める。

67	削除

第一項の表七七の項を次のように改める。

77	削除

第一項の表八〇の項を次のように改める。

80	削除

第一項の表八九の項を次のように改める。

89	削除

第一項の表九二の項を次のように改める。

92	削除

第一項の表一〇〇の項を次のように改める。

100	削除

第一項の表一〇二の項を次のように改める。

102	削除

第一項の表一〇七の項を次のように改める。

107	削除

第一項の表一一〇の項を次のように改める。

110	削除

第一項の表一一三の項を次のように改める。

113	削除

第一項の表一四五の項を次のように改める。

145	削除

第一項の表一四七の項を次のように改める。

147	削除

第一項の表一四九の項を次のように改める。

149	削除

第一項の表一五一の項及び一五二の項を次のように改める。

151	削除
152	削除

第四項の表二七の項を次のように改める。

27	削除

二十一　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六三の項を次のように改める。

63	削除

第一項の表七二の項を削る。

第四項の表七の項中「(114.40)」を「(111.40)」に改める。

二十二　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇の項から一五の項までを次のように改める。

10	削除
11	削除
12	削除
13	削除
14	削除
15	削除

第一項の表三七の項を次のように改める。

37	削除

第一項の表四一の項及び四二の項を次のように改める。

41	削除
42	削除

第一項の表四五の項を次のように改める。

45	削除

第一項の表四七の項及び四八の項を次のように改める。

47	削除
48	削除

第一項の表六四の項を次のように改める。

64	削除

第一項の表九二の項を次のように改める。

92	削除